

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードでのオンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を適切に管理・活用し、診療を行います。

令和 6 年 12 月より、国が定めた診療報酬改定にともない、下記の通り算定いたします。

初診時 1 点

再診時（3 か月に 1 回に限り算定） 1 点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について、以下の対応を行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行については現在整備中です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当クリニックの見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、初診料の算定時に医療 DX 推進整備加算を月 1 回に限り 8 点を算定いたします。